

議 第 9 5 号

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中18の項を削り、19の項を18の項とし、20の項から30の項までを1項ずつ繰り上げ、31の項を削り、32の項を30の項とし、33の項から63の項までを2項ずつ繰り上げ、64の項から66の項までを削り、67の項を62の項とし、68の項から70の項までを5項ずつ繰り上げ、71の項を削り、72の項を66の項とし、73の項から81の項までを6項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

7 6	熊本市本庁舎等整備の 在り方に関する有識者 会議	本庁舎等の整備の在り方について、必要な事項 を審議する。
7 7	水前寺・立田山断層調 査検討委員会	水前寺・立田山断層調査の実施に関し、必要な 技術的事項について審議する。
7 8	熊本市動植物園マスタ ープラン推進会議	熊本市動植物園マスタープランの着実な推進を 図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、 必要な事項を協議する。
7 9	熊本市河川整備計画策 定委員会	本市が管理する河川に係る河川整備計画を策定 するため、必要な事項を審議する。

80	旧植木温泉福祉交流館 利活用候補者選定委員会	旧植木温泉福祉交流館を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。
----	---------------------------	--

別表5の表に次のように加える。

12	市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会	市立幼稚園における特別支援教育等に関し、必要な事項を審議する。
13	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表			別表		
1 市長の附属機関			1 市長の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1 ↳ 17	【略】		1 ↳ 17	【略】	
<u>【削る】</u>			<u>18 熊本市環境活動支援事業選</u> <u>定審査会</u> 熊本市環境活動支援事業補助金の交付を受ける団体を決定するため、提案された事業について審議する。		
<u>18</u> ↳ <u>29</u>	【略】		<u>19</u> ↳ <u>30</u>	【略】	
<u>【削る】</u>			<u>31 熊本市公共サービス民間提</u> <u>案監理委員会</u> 公共サービス民間提案制度に係る対象事業の選定及び提案事業の審査を行うとともに、事業の評価等について協議する。		
<u>30</u> ↳ <u>61</u>	【略】		<u>32</u> ↳ <u>63</u>	【略】	
<u>【削る】</u>			<u>64 熊本市第7次総合計画中間見</u> <u>直し委員会</u> 熊本市第7次総合計画の中間見直しに必要な事項を審議する。		
<u>【削る】</u>			<u>65 熊本市公文書の管理に関す</u> <u>る検討委員会</u> 公文書の管理の適正化を推進するため、本市の公文書の管理の在り方に関し、必要な		

【削る】

6 2	
6 5	【略】

【削る】

6 6	
7 5	【略】
7 6	熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議
7 7	水前寺・立田山断層調査検討委員会
7 8	熊本市動植物園マスタープラン推進会議
7 9	熊本市河川整備計画策定委員会
8 0	旧植木温泉福祉交流館活用候補者選定委員会

2 上下水道事業管理者の附属機関
【略】

3 交通事業管理者の附属機関

		事項を審議する。
6 6	熊本市緑の基本計画改定委員会	熊本市緑の基本計画を改定するため、必要な事項を審議する。
6 7		
7 0		
7 1	全国都市緑化くまもとフェア基本計画検討委員会	全国都市緑化くまもとフェアの基本計画を策定するため、必要な事項を審議する。
7 2		
8 1		

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

2 上下水道事業管理者の附属機関
【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】			【略】		
4 病院事業管理者の附属機関			4 病院事業管理者の附属機関		
【略】			【略】		
5 教育委員会の附属機関			5 教育委員会の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1 ↳ 1 1	【略】		1 ↳ 1 1	【略】	
1 2	市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会	市立幼稚園における特別支援教育等に関し、必要な事項を審議する。	【新設】		
1 3	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議する。			
			【新設】		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会（案）

目 的：市立幼稚園における特別支援教育等に関し、必要な事項を審議する。

設置根拠：なし

検討委員：学識経験者、市立幼稚園代表、保護者代表、福祉施設代表、私立幼稚園・認定こども園協会代表、熊本市保育園連盟代表、関係団体代表、公募委員（１３名程度）

任 期：１年

実施予定：５回／年

スケジュール案：

時期	会議の名称等	内 容 等
５月	第１回市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会	委員長・副委員長の選任、検討委員会の趣旨説明及び今後の進め方、市立幼稚園の現状と課題について
６月	第２回市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会	特別支援教育の充実について
	第３回市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会	市立幼稚園の役割について
７月	第４回市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会	本検討委員会報告書（案）とりまとめ
８月	第５回市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会	本検討委員会報告書（案）とりまとめ

市立学校における医療的ケア運営協議会（案）

設置目的	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議する。
設置根拠	なし
委員構成	学識経験者、小中学校長代表、学校医代表、専門医代表、保護者会代表、看護団体代表
任 期	2 年
実施予定	3 ～ 5 回/年
所管事務	・安全で安心できる学習環境の整備に関すること ・安全な学校生活に関すること ・医療的ケアの必要性等の審議に関すること ・適正な看護師等の配置に関すること ・学校における組織的な体制の整備に関すること